東京都立立川学園「いじめ防止対策委員会」設置要綱

（設置）

第１条　平成 25 年 6 月 28 日公布の「いじめ防止対策推進法」の第 22 条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（目的）

第 2 条　いじめはすべての学校・幼児・児童・生徒等に関係する問題であるという認識に基づいて、幼児・児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生起した場合は組織的に、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

（委員会の構成）

第３条　委員会は、校長、副校長、主幹教諭、企画調整会議メンバーの他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じて、外部関係機関より参加させることができる。

（取組内容）

第４条　委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、幼児・児童・生徒及び保護者の思いや情報が得られるよう努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見・いじめが生起した場合の迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

【業務内容】

ア　いじめの未然防止の体制整備及び取組
イ　いじめの状況把握及び分析
ウ　いじめを受けた幼児・児童・生徒に対する相談及び支援
エ　いじめを受けた幼児・児童・生徒の保護者に対する相談及び支援
オ　いじめを行った幼児・児童・生徒に対する指導
カ　いじめを行った幼児・児童・生徒の保護者に対する助言
キ　専門的な知識を有する者等との連携
ク　その他いじめの防止に係ること

※　委員会は、毎月１回開催する。定例の会議は生活指導担当主幹教諭、生活指導部いじめ問題担当をメンバーとする小委員会で行い、議事録を校長、副校長に報告するとともに、企画調整会議で周知する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的に迅速な対応をする。

【具体的な取り組み】※　取組についてはいじめ防止基本方針で定める

【通常時】未然防止・実態把握の取組

○　いじめ防止対策委員会の定期的開催
○　年間活動計画・活動事例の作成
○　いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施
○　いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請）
○　外部相談機関との連携
○　実態把握アンケートの実施・分析
○　定期的な職員間の情報交換
○　職員研修の企画・運営（事例研究等）
　　（事例研究に加え道徳教育に係る研修も）

【緊急時】いじめ生起時の取組

◎　緊急いじめ防止対策委員会の開催（警察等関係機関・教育委員会等との連携）
◎　事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知
　　（委員会が取組全体の要となって組織的に対応する）
◎　専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）
◎　家庭との連携
◎　サポートチームの対応策検討
◎　緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施

（その他）

第5条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営などについて必要な事項は校長が定める。

附則　この要綱は、平成26年9月1日から施行し、毎年度校長決定を行う。

令和８年度いじめ防止対策委員会【組織図】

校長

副校長
（聴覚幼・小）

副校長
（聴覚中・高）

副校長
（知的）

経営企画室室長

生活指導主幹
教務主幹
聴・幼小担当主幹
聴・幼稚部主任
聴・中学部担当主幹
聴・高等部担当主幹
知・小学部担当主幹
知・中学部担当主幹
進路担当主幹
指導教諭
養護教諭
（企画調整会議メンバー）

生活指導部（各部担当）

学校サポートチーム
（学校運営連絡協議会）

関係機関
教育委員会（支援センター）
児童相談所
警視庁少年センター
保護者（PTA 役員）